

Title	日本における『総会長の服務規定』：試訳とノート(II)
Sub Title	La traducción de "Obediencias de los Padres Generales" con su texto y notas II
Author	柳田, 利夫(Yanaguida, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.1 (1986. 7) ,p.1(116)- 22(95)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860700-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本における『総会長の服務規定』：試訳とノート（II）

柳田利夫

〔 〕は訳者の註

（ ）は原史料のパレンテシス

「 」は訳者が適宜付けたもの

『 』は他史料による付加

54巻2・3号につづき、今回は第1章6項から10項までを扱う。6, 7項では、主として上長の任免についての規定が、8, 9, 10項では、会員の追放（退会者）についての規定が扱われている。前者は前稿（I）でとりあげた問題との関連が深いものである。後者について若干述べて解題に代えたい。

退会者の問題は、インドだけでなく、日本においてもしばしば議論を引き起こしており、単にイエズス会といった修道会内部の問題だけにとどまらぬ性質のものであった。

インド管区においては、ヴァリニャーノが第1回の日本巡察から戻ったころ、一つの重大な局面をむかえており、イエズス会本部の決定した厳格主義から寛大な愛情にもとづく統治への移行という基本方針自体がその内に抱えている矛盾のひとつが、この問題をめぐって表面化したものとも考えられよう。日本においては、日本人聖職者の養成を進めるか否かを巡って、かなり早い時期からしばしば問題が生じていたが、退会者の問題が大きな意味を持つようになるのは、17世紀に入ってからである。多くの退会者の発生という形で表面化したこの問題は、日本イエズス会を重大な危機に陥れる事になった。しかし、それについて関係史料の紹介を含め、十分な研究がなされているとは言えないのが現状である。（高瀬弘一郎『イエズス会と日本 一』大航海時代叢書第II期6 東京1981年、に若干の関係史料が紹介されている）結局、退会者の問題は、日本イエズス会の命運を左右したとも思われる日本人聖職者養成問題とも深いところで結び付いており、興味本意で扱ったり、不必要に潤色したり、あるいは逆に故意に軽視したりすべき問題ではない。また、ヨーロッパやインド、そして日本とでは、退会者をめぐる諸状況は必ずしも同じものではなかった。しかし、またそれは、互いに全く関連のないものでもなかつたはずである。

〔本文〕

6. (1) 巡察師や管区長が、当管区の各地にいる上長に関して行なう後任者指名については、たとえ、その巡察師なり、管区長が死亡したり、その職務をはなれたとしても、〔同巡察師あるいは管区長の〕(2) 後任者により取り消されるまでは、有効である。

インド(3) 第2総協議会の13条(4)に対する返答(5)の中で総会長クラウディオはそのように決定している。

(1) 「インドのスマリオ」1章12項に相当

(2) RAHM 9-7236 f. 196v では、はじめ写し忘れ、後に欄外に挿入した部分。但し同筆。BPA 49-IV-56 f. 171v では全て本文中に写しとられている。なお ARSJ Goa 6 には、この部分は欠落している。従って、日本の「総会長の服務規定」が作成された時に、誤解が生じないため、新たに挿入された、と推定することが、一つの可能性として考えられる。

(3) この“Indica”という部分は RAHM 文書において、別筆で追加されているもの。欄外に見られる註記とも異筆の様に思われるが、確定的なことは言えない。なお Goa 文書にもこの部分は記入されている。

(4) Documenta Indica Vol. XIII p. 327 n. 13 「質問は、管区長、あるいは巡察師によって作成された、各上長の後任指名は、彼等の死後も有効であるべきか、また後任の管区長、巡察師は、この後任指名権をも受け継げるのか、というものであった。

(5) Ibid., Ad 13 Placet ut huiusmodi successionem nominationes vim suam habeant.

7. (1) 総会長クラウディオは、1597年4月付でパードレ・ヴァリニャーに、後任者につき以下のように述べている(2)。

尊師が、日本に向け〔インドを〕出発した時に、残した後任指名につき為されるべきことに関しては(3)、総会長による〔後任指名〕が届いていれば、巡察師のものより優先するのは言うまでもないが(4)、送付された総会長のものについては、先に届いたものが開封されておらず、いまだ効力を發揮していないのであれば、最後に届いたものが実施されなければならない。

しかし、先に届いたものが既に実施されているのであれば、新しいものが届いても、何も変更してはならない。即ち、これ〔最後に届いたもの〕は、はじめのもの、いや、はじめの命令が、実施に移されていない場合のみ実施される、というのが（私の）意図するところである。はじめのものが実施さ

れてもなお、私が他のことを望む時には、更に、第2のものを作成して、明確に通知がなされるであろう。従って、新しい通知が届かず、そちらに封されたままの後任指名があれば、当地から送付された他のものは集められ、最後のものに従うように。結局、全ての諸事の処理について、従うべきものは最後のもので、効力を持つのも最後のものである。その他のものは、そのまま、封された状態のままで焼却されるべきである。

同様に、死んだ時 *in caus mortis* 以外は開封しない旨の上書がある後任指名は、それが遵守されるべきである。これ以上、上長に言明する必要もないとは思うが、タイトルから明らかに〔私が、〕述べた状況以外に開封されてしまうようなことは、私の意志〔にかなうこと〕ではない。

その他、私の気付くことは、このような後任指名が送付されてきた時には、それを受け取った上長は、混乱が生ぜず、起りうる状況に備えるために、顧問や、他の何人かの上長に、それを伝達しておくのが良いであろう、ということである。十分なる慎重さが教えているように、これが行なわれて来た、と常に私は考えているが、尊師が、はっきりさせる必要がある、というので、最初の機会にそうしたまでである⁽⁵⁾。

- (1) 「インドのスマリオ」1章13項に相当
- (2) 1597年4月付、総会長からのヴァリニャーノ宛書簡は、Jap. Sin 3 ff. 18v~19v (4月10日付), ff. 19v~20v (同日付), ff. 20v~21 (同日付), f. 21 (4月15日付) の少なくとも4通が確認されるが、ここに該当するような書簡は見出せなかつた。RAHM 9-7236 ff. 214v~215v, BPA 49-IV-56 f. 81, BNL MSS 6620 V, f. 20v (但し原文書には葉数の記入なし)

また、これらの他に4月13日付の準管区長ペドロ・ゴメス宛書簡も見られる。
(Jap. Sin 3 f. 28v)

- (3) 1章4項の註(6)に引用した、1595年11月11日付、ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛書簡を参照
- (4) この間の、ローマとヴァリニャーノの交渉については、1章4項の諸註を参照。ここでは、巡察師の権限自体を縮小しているわけではないが、その指令の効力は、あきらかに限定されている。この点、後に言及されることになる、2章2項の巡察師の権限と、表面的には矛盾をきたすはずである。
- (5) 1章4項註(3)の引用史料、1584年12月15日付、ヴァリニャーノ書簡。なお、同じ註(5)でも若干述べたように、この項は、日本の「総会長の服務規定」にのみ見られるもので「インドのスマリオ」には、本来なかったものである。従って、東

インドの何処かに保管されていた、ヴァリニャーノ宛の総会長書簡原本集、ないし、控えから、パシオが、日本の管区昇格をにらみながら、この件を明示しておく必要に迫られ挿入したものであろう。

8. ⁽¹⁾ 総会長イグナシオが「第一の抜粋」の7番で⁽²⁾、エベラルドが236番で⁽³⁾また、クラウディオが、第2回インド管区会議39項の返答⁽⁴⁾の中で述べているように、会全体の利益の為に、会の害となる躓きの多い人物を長い間受け入れておくべきではなく、適当な機会に、それに値する者を退会させる、という方法がとられるべきであるということに、[本当に]⁽⁵⁾注意すること。

また「第一の抜粋」290番⁽⁶⁾には、そのような類の者達から会を浄化し、会憲を遵守することが慈悲的、敬神的なことになる、と付け加えている。一般的に言って、退会させるに値する人物は、通常、インドにおいて退会させるべきである。しかしながら、これについて、何か重大な不都合があり⁽⁷⁾、ポルトガルで退会させる為に、そこに送還されるのが望ましい時には、しかるべき隠遁と教戒とを以って[ポルトガル]に行かせるべきである。そして、[ポルトガルの]管区長には、教化によってそちらで会にとどまれるであろう、といった期待を抱かずに、退会させるよう書き送ることができるであろう。

とは言っても、こういった者達の間では、こういったこと〔ポルトガルに送還した後に退会させる方法〕が期待できることはきわめて稀であるから、総会長エベラルドが「第一抜粋」の235番⁽⁸⁾で明言しているように、[ナウの]船長や、他の人達に、どのようにして退会させられるのかを通知し、ナウに乗船後、退会させるのが良いであろう。

しかしながら、また総会長クラウディオが「ヴァリニャーノの抜粋」51番、[91番]⁽⁹⁾と149番⁽¹⁰⁾とで述べているように、断固とした姿勢で、役立たずの有害な者から会を浄化することが必要であることに配慮しながらも、同時に、主が召命になった者達を維持し、向上させ、益する時と方法とで以って、彼等を矯正するということも少なからず重要なことである。

〔欄外〕 こういった類の人物をポルトガルに送還することは、ゴアやコチンの管区に対しては、1615年12月1日付の総会長ムスティオの書簡によつて、まず初めに総会長に通知した場合以外は取り消されている。〔このことは〕その2つの〔管区〕に特定されてはいるが、当〔日本管区〕に関しても同じ理屈であると思われる。

(1) 「インドのスマリオ」1章14項に相当する。

(2) Documenta Indica Vol. X, p. 593.

Biblioteca Nazionale Vittorio Emanuele II, Roma (以下, BNR) MSS.
Gesuitici 1255 n. 16.

Monumenta Ignatiana, Series Prima, Epistolae et instructiones Tomus IV
pp. 559~563. 1552年12月17日ローマ発, ジャコボ・ミロニ宛書簡。

「かつて、過度にこの方法が用いられたとは言え、当地では度々、そのことは必要であったかもしれない。しかし、時々は適当であるにしても、あまりに容易に〔この方法〕を用いることは、できない。なぜなら、ポルトガル人の土地は当地方ではごく僅かで、彼等に我々は良く知られている。従って、退会した者は、会の内外の者の目の前で躊躇を見せることになる。この為、他の管区では蒙ることのないような多くのことを、当地では忍ばねばならないからである。

彼等をヨーロッパで〔に〕送還することは、非常に困難で高くつくから、ある者が〔ヨーロッパに戻りたい為に〕我々をして、彼等をヨーロッパに送還するよう強いられるようとする為、〔作為的に〕振舞うといったように、〔そういった〕機会を〔彼等が〕利用することがないように、十分に考慮した上でなければ〔この方法は〕実施されるべきではない。従って、もし、彼等を送還するような必要性が生じた場合には、彼等が相応の罰を受け、他の者が〔それを手本として〕自らを戒めるようするため、彼等が後悔し、自己負担で〔ヨーロッパ〕へ帰るような方法をとることが必要である。」(ヴァリニャーノによる「抜粋」への註記)

これに対して、当時インド管区長であったルイ・ヴィセンテは、[1578年] 12月1日付で、総会長メルキュリアンに、次のように書き送っている。

「無益で、危険な人物を退会させることで、会を浄化するよう主がお与えになつた方法を、会は用いるよう強いられており、それが必要であると、私には思われますし、また、それをうまく行なうよう、慎重かつ、適切な方法〔でもって、それを〕行なつて来ていますが、たとえ、きわめて良い意図と、分別を上長が持つても、多くの場合、彼が単独でそれをやり遂げることはできませんので、貌下に、〔当地で〕生じていること及び、いくつかの事柄につき存在する不都合についての情報をお送りすることで、こちらの地方で、真実の、かつ適切な解決策が持たれることであります。そして、私が蒙ったように、多くの疑惑や危惧を抱くこともなくなりましょう。主もまた、適当な処置がなされれば、お喜びになると存じます。これらの事柄は、きわめて重要なものでありますから、貌下にたとえ多くの手紙を書き送ったところで、このような処置、情報を書き送らないうちは、その解決策によって安心することはできないように思います。というのは、他の地方でもこういったことが生じているのか、あるいは、それらが見逃されているのか、また、会の利益を優先するのが良いのか、人々につき言われてい

るところを優先するのが良いのか、更に、人々の満足の為当地で退会させるのが良いのか、それとも、出費ばかりで利益はないにしても、ポルトガル、あるいは貌下のもとに送還するのが良いのか、あるいはまた、そういうった者達に対して、後で解決策をとるのが良いのか、あるいは、〔彼等の矯正〕を期待して待ちつづけるのが良いのか、私にはさっぱり分らないからでございます。以上のようないろいろな事は、前任の上長達、また総会長が書き送って来たいろいろな手紙や警告の中に見出しました。それらのあるものは、私を元気付け、他のものは落胆させます。

貌下は、巡察師パードレが貌下に送付した「〔総会長〕書簡の抜粋」7番に、故総会長イグナティオの〔書簡〕一節をお見出しじると存じますが、そこでは、次のように述べております。『パードレ・レオナルドが不品行の者を一度に10人、更に、別の機会に他の数人を退会させたことを賞賛する。しかるべき機会に実行していれば、はじめに一人か二人を退会させるだけで済んだであろうが、遅きに失したとは言え、〔そういった〕処置をとることは、〔そうしないのよりは〕有効なことである。聖服従の徳において、服従したがらない者は、たとえ地区の上長であっても退会させるか、送還する〔といった処置をするよう〕命ずるものである。』

この〔「抜粋」〕を私は今ここに持っておりますが、次のことが明白であります。即ち、適当な時期に処置がなされなかつたので、今や多くのくず escoria が集まつてしまひました。これについて、前もってそうしていた場合よりも、はるかに大きな躊躇と、騒ぎの中で、人々を浄化する必要がありました。というのは、彼等を見逃せばする程、人々に信頼されてしまうからで、俗人というものは、不完全なものを自分のものにすることができるからであります。ですから、処置が断行されるべき時になると、人々の間で、重大な騒ぎと、不満とが生じることになります。彼等は、そのような会員を退会させるのは気違い沙汰だ、と思うからであります。無論、私は、このような処置をする必要がある、と判断いたしております。なぜなら、総会長が、かくも厳しく処罰を命じていらっしゃる不服従が、一層激しくなってしまうからであります。このパードレ・イグナティオの考え、そのような類の者についての私の経験、及び、会憲や、そのような場合に処置されたところ等を考え、私は何がしかの変更を加えることを決心いたしました。そのこと、及び、その原因については、別便で報告いたします。

この他に、他の部分：巡察師パードレが、その番号のところに記入した付記で、貌下は、次のことを見られるであります。〔ヴァリニャーノの付記の前半部分を間接話法でここに挿入しているが、ここでは繰返しになるので省略する〕私が今のところ理解しているところに従えば、彼〔ヴァリニャーノ〕は、そのように実行したと思います。しかし、全てのごまかしと、とりつくろいを行なつて

いる者達は、かくも惨めに爆発してしまい arrebentaron tan miserabiliter 彼等を受けいれ、見逃すのが、適當な方法でなかったことを、良く分らせるこことなったのであります。解決策は、腐敗した会員を見逃すことなく、いかに高くつこうとも、荒療治が必要ならば、それを行なうことあります。そして、一人を失うより、会全体が被害を蒙らないようにすることに、意味があるのであります。我々にとって、つまずきとなるような音 son であるならば、tales manas にとってはどんなにか重大なものとなるであります。疑いなく私は、この件につき、これらの出来事から、とても自戒しており、私の行なって来たところにおいて、しかるべきことがらを行なっていなかつたのなら、将来は、適當な処置がとられるよう望んでおります。少なくとも、適切かつ、必要な退会が実施されるならば、全ては實に良い処置となると思われます。

当地で退会させるか、ポルトガルに送還するかは、事情によります。しかし、当地のそれらの者の状況を考えると、絶対にインドにおいて退会させるか、乗船時に退会させるかの、どちらかであることが適切であります。そうすることで、会にふさわしい信用を回復することになるのであります。これらの者は、常に、enxaguados で重大な事項につき傷のある者であり、その上、通常、会にふさわしい能力もなく、多くは、会で生活しても、自らの精神につき熱中することは全くない者達であります。こういった類の者を、[会が] がまんしないのを俗人は見て、会の清潔さと、無欠性に満足しております。この会の芳香と、信用とは、会が主の教会に必要なくらい、会にとって必要なことあります。なぜなら、これなくしては、我々は隣人の中で教化を行なうことができず、彼らも我々を信頼しないからであります。また、こういったことで、船の乗員が、彼等は会員だと判断してしまひ、彼等から蒙ってしまうような躓きを避けることができます。なぜなら、会員が何年もかかって築いて来たものを、一航海で彼等は破壊してしまうからで、もし、[船の乗員が] 彼等は会員ではないことを知つていれば、彼等にあきれることはあっても、会に対して、そのようになることはないからであります。

ポルトガルに彼等を送還することは、空気の変化によって健康を回復することができる持病を想定させます。しかし、持病にせよ、何にせよ、仮に回復できるものであったとしても、それはがまんすべきもの、と私には思われます。インドで我々の仕事がそれを要求する為に、長い間、自らの意志で生活すること強いられます。そのようなインドですら、会の厳しさにたえられないよう者は、ヨーロッパの完全性をうまく耐えうるはずがありません。経験から、こういった〔ポルトガルに送還するなどということは〕 苦労の種子を増す以外の何ものでもなく、結局 saltan las paredes]: Documenta Indica Vol. XI, pp. 440~442.

このように、ルイ・ヴィセンテはポルトガルへの送還を認めず、インドか、乗

船時に退会させるべきであると考え、ヴァリニャーノの初期の考え方と、ある面で対立したようである。1578年12月1日付の、他のヴィセンテによる総会長メルキュリアン宛書簡も、やはり、退会者についての報告に費やされているが、パードレ・ファン・デ・メスキータ Juan de Mesquita について、次のように書き送っている。

「パードレ・ファン・デ・メスキータは、マラッカにおいて素行が悪く、我々が到着した時に、上長達は彼の退会を命じました。というのは、彼が若者に親しうるという理由で、司教は、彼を宗教裁判にかけようとするに至ったからであります。上長は少なからざる苦労をして、その考えを阻止しましたが、この件につき、巡察師パードレは御存知なかったので、かれの素行については知りながらも、当コレヒオに来るよう命じました。そして、退会させられるのを妨げました。彼は、ごく僅かのサルセッテ滞在期間を除き、常にこのコレヒオにおりました。〔その僅かなサルセッテ滞在中に〕彼の与えた蹠の為、召還しなければならないような素行をいたしました。コレヒオでも、毒芽の師で、不完全な者の領地 coto でありますので、徒党を組み、大きな害となり、不完全な者は、皆彼に避難地を見出しているのであります。巡察師パードレは、日本に出発時に、彼を王国〔ポルトガル〕に帰すように、私に進言してゆきました。無論、それに従うことを望んでおりますが、今年は不可能で、この地において、貌下の御意志を確認しないちは、悔むことになるのは必定であります。ですから、私は貌下に忠実に報告をすることのできる者を派遣することを決心いたしました。〔パードレ・アロンソ・パチエコを指すと思われる。Ibid., pp. 435~436, 477~479〕思うに、こういった者なしで私がいられるのなら、人員は十分であります。」
〔現実には〕こういった者がいるので、それに不足をきたすのであります。」
Ibid., pp. 454~455
この、いわば、ヴィセンテの厳格主義に対して、ヴァリニャーノやローマの本部は初期には、いく分か柔軟な姿勢をとっていたようである。ポルトガルへの送還についても、本部とヴァリニャーノの規定は、本文のテキストからも判断できるように、多様な解釈が可能になっており、状況に従って、適切な処置が講ぜられる可能性を残しておくといった姿勢が現れているように思われる。しかし、註(1)で関係史料を引用することになるが、後に、ポルトガルへの送還は原則的に禁止され、ローマからの許可を得た場合に限られることになる。

(3) 1580年1月ローマ発? 総会長メルキュリアンの管区長ルイ・ヴィセンテ宛書簡

a 「退会の方法については、一般的に言って、人々の間で蹠きが生ぜず、むしろ、会がそういった類の人物にがまんしないのを見て、教化とすらなることを、主において信頼し、通常は、インド内において、行なわれるのが良いように思われる。しかし、その場合には、退会させられた者が、〔外部の者から〕会員と

して認められることのないようとする事が適當であろう。しかしながら、非常に著名である者とか、（パードレ・ディオニシオにつき、そのおそれがあるよう）会に害を為すおそれのある場合には、そちらで退会させるのは不都合に思われる所以、彼等の食糧につき外部の者との交渉を許さず、その為の布施を求める事も許可せず、かつ、外部の者と交渉すること自体を許可しないで、会の名義で彼等をポルトガルに向け乗船させる、という策をとることが出来るであろう。この件につき、彼等がポルトガル迄、隠遁と教化とを以て到着すると期待できる人物であれば、（しかし、しかるべき満足を持って会にとどまる期待のできない場合には）ポルトガル管区長に対し、その者を退会させるよう書き送ることができる。しかし、このことは、こういった類の人物については、ほとんど期待できないから、船に乗りこんだ後、船長か、他の権威のある者が、その者は退会させられるということを、何人かの面前で通告するのが、より良いであろう。」

b 「以上の全てにおいて、状況・人物・時宜に応じて、主においてより適切と思われるところを行なうよう、上長の判断に任せる。」 Ibid., p. 825.

この書簡は、その文面からも明らかなように、ヴィセンテの前掲書簡をうけた形で出されているが、このうち、b の部分が「第一抜粋」236 番に相当するものであろう。

(4) Ibid., Vol. XIII, pp. 345~348.

(5) Goa. 6 f. 63v 及び, Documenta Indica Vol. XIV, p. 836 により充う。

(6) Ibid., pp. 837 n. 50 では、同書 Vol. XII, pp. 686~687 をあげているが、適切ではなかろう。その理由は、まず、「第一抜粋」には、ヴァリニャーノ宛の総会長書簡は含まれていなかったはずである。拙稿「日本における『総会長の服務規定』の編纂」(『キリストン研究』第二十五輯所収) 次に、本文1章10項にも同じ「第一抜粋」290 番の引用があるが、その本文によれば、290 番にふさわしいものは、1582年1月29日付アクワヴィヴァ書簡であることが推定しうる。同項註(3)参照。

1582年12月22日ローマ発 Instrucción para el nuevo Provincial de la India Oriental (Valignano)

「尊師に配慮していただきたい第一の点は、何が多く者の悲嘆や召命の喪失、あるいは、歯にはみをかけ、後戻りすることの原因であるのか、会員の熱意をなくし、外部の者の躓きになるといった無数の不都合がどこから生じているのかにつき、調査していただくことである。なぜなら、会から役立たずで、有害な者を勇気を持って排除することが必要であるだけでなく、主がお招きになる人々を保持・前進させることや、獲得してしかるべき人々が獲得されるような時と方法において彼等を矯正することも必要であるからである。これに関し、会憲や諸規則

が完全に遵守されることや、職務上の監督者である、直属上長によって、会の行動方式につき十二分に指導されることがきわめて有効であろう。尊師は、与えられた職務が過重であるとお思いになるやもしれないが、その豊かな恩寵により、主が尊師に、それをやり遂げる力をお与えになるであろうことを確信していただきたい。当地（ローマ）からは、尊師に広範な権限と祈り、それに良き人員を派遣することで、また、大きな部分は、主の恩寵によって、尊師の負担が軽減されるであろうと、確信しております。」*Documenta Indica Vol. XII, pp. 686~687.*

(7) インドで良く知られている場合や、インドで害を為すおそれのある場合を意味する。1585年12月26日ゴア発、ヴァリニャーノのアクワヴィィヴァ宛書簡「ここでは、貌下に退会させた何人かにつき、多くを語る必要を感じませんので簡潔に、報告いたしたく存じます。〔中略〕管区のその他では、184番 [Julio Vieira], 226番 [Domingo de Silva], 287番 [Gaspar Martins], を退会させました。第一の者は、大罪を長い間犯し、女性と多くの不品行を重ね、そのことが判明したからであります。このため、彼は当地〔ゴア〕に送られて来ましたが、私は、彼を受け入れたくはありませんでした。そして、最後には、6年間は会のコレヒオやカーサのある所には住まないこと、という条件で〔退会の〕許可が与えられました。同じ理由で、第二の者の退会も命じました。彼は、きわめて好色な男で、学問がほとんどないにもかかわらず、下級貴族や女性の間でうけが良く、当地全体で良く知られていました。彼が、これからどういった身の振りかたをするのかは存じませんが、多分、ポルトガルに行くものと思われます。と言いますのは、そうするのに間に合うように、退会を命じましたし、コチンのレイトールにも、彼が〔本国に〕行きたがれば、その為の全ての援助をするよう命じだからであります。しかし、私は、たとえ、航海中に退会させるためとはいえ、会員として彼を乗船させるような仕事はしたくはありませんでした。なぜなら、我々は、他のより大きな不都合を蒙ったからであります。もし、彼が、〔ポルトガルに向かって〕出発してしまえば、当地においても、また、ポルトガルにおいても、全く動搖を引き起こすことはないであります。もし、彼が当地に残れば、その顔を見るだけでも、いやという程不快になるであります。既に述べましたように、この男の如才なさにつき我々の知るところから、彼が当地に残ることはありえそうにもありません。第三者の人物も、少年達との親交のため、あちら〔日本〕から送還されて来ましたが、同じ理由によるものであります。」*Jap. Sin. 10 I ff. 107~v, 110~v, Ibid., Vol. XIV, pp. 250~253.*

(8) 註(3)引用の〔1580年1月ローマ発〕メルキュリアンのインド管区長ルイ・ヴィセンテ宛、書簡のうち、aの部分が、この235番に相当するものであろう。本文では、「一般的に言って、退会させるに値する人物は、〔中略〕ナウ乗船後、退会させるのが良いであろう。」に相当する。*Ibid., p. 837 註61参照。*

なお、前述のように、このメルキュリアンの決定は、〔1578年〕12月1日付ゴア発のルイ・ヴィセンテによる進言によるところが大であるが、当時、インドで2人の上長クラスの人物の退会が続いたという事情、また、そのうちの一人は〔ラサロ・ロペス Lazaro Lopez〕は、ドミニコ会に逃げこみ、ドミニコ会に移籍することを求めた、という事情も反映して、同年同日付の他のヴィセンテ書簡によれば、本来彼の退会は、彼の女性問題と宗教裁判における不正とにかくわるスキヤンダルによるものではあったが、(Ibid., Vol. XI, pp. 447~449) 単にイエズス会内部の浄化といった問題にとどまらず、インド政府による俗権の介入をイエズス会自身が要請したこともある、聖・俗両界をまきこむ事件へと拡大してしまっていた。なお、俗権の介入により、彼は、結局アウグスティノ会の修道院に連行されてゆくが、そこからも逃亡し、後の消息は断たれてしまった。ヴィセンテはあくまでも、ドミニコ会士が彼を隠していると疑がっていたようである。その真偽の程については、不明である。

(9) Ibid., Vol. XIV の註に従えば、註(6)の引用史料が、この「ヴァリニャーノの抜粋」91番と合致する。即ち、「会から、役立たずで有害な者を、〔中略〕矯正することも必要であるからである。」に相当する。なお、RAHM 9-7236 f. 197 では、「51」、同じく、BPA 49-IV-56 f. 172v でも、「51」とする。しかし、Goa 6 f. 63v (Ibid., Vol. IV, p. 837) では、明らかに「91」と読みとれる。ここでは史料の作成経緯と原本・写本の系統から、一応「91」をより適当なものと判断しておく。拙稿「日本における『総会長の服務規定』試訳とノート(I)」23ページ。

(10) 1587年1月27日ローマ発アクワヴィヴァのヴァリニャーノ宛書簡

「尊師が、会の内部で、偽って生活し、その悪行や悪事が秘密の方法で〔告解や密告など〕判明するに至った者に対して、上長は裁判官のように、〔罰を与える〕振舞うべきか、あるいは、父のように、〔優しく許し、矯正をする〕振舞うべきか、ということについては、尊師がその双方に対して提示した理由は考慮に値する。しかし、諸事情を考慮した結果、そのような事柄につき、会で守られるべき方法は、制定された規則によるものではなく、各個の状況及び、その事を取扱っている上長の慎重さと、機知によるものと思われる。しかし、それにもかかわらず、尊師が他の上長をうまく導くことができるようにするため、行なうべきことに、何らかの光明と方向性を示すためのいくつかの点につき、簡単に返答したいと思う。〔中略〕

父のようにとは言え、他の者の告発によって事が知られ、状況から見て矯正が不確実に思われるときには、より確信を得るために、裁判 *inquisición* を開くことができるし、将来における安全性の予防策として、退会にまで及ぶことができる。なぜなら、それは本来、法律上や裁判上の罪ではなく、予防策であるからである。また、前述の理由から、退会させられる者に対しても、しかるべき手練と

慈悲とを以って、その名譽と信頼が守られるように。しかるべき分別のある人物と秘密裏に協議することもできようが、できる限り少数の人物とすること。また、更にはっきりとさせるために、事情を tacito nomine で協議することもできよう。

以上、述べてきたところは、再犯のおそれがあったり、教えに害になるおそれのある場合である。と言うのは、会は隣人と交渉をしており、他に方策はないからである。しかし、弱さから、一時的に生じてしまった事である場合には、全てのつまずきを止め、それが父的、かつ秘密裏に知られた場合には、父のように、彼を矯正するよう努めるのが良く、彼に対しては、何か秘密の罰を与える、危険から遠ざけ、将来生ずるところに気を付け、見守ってやること。とにかく、それを理由に退会させるようなことはすべきではないであろう。」 Ibid., Vol. XIV, pp. 589~591.

- (1) 1615年12月1日付ムスティオ・ヴィテレスキの書簡は、ゴア管区長フランシスコ・ヴィエイラ宛のもの一部が Jap. Sin 3 ff. 51~52 に写されている。そこには、次のような一節がある。

「これまで生じたところと、会の信用を落していることを鑑み、インドの2つの管区長に対し、まず私に通告し、かつ、その返事を待った上でなければ、プロフェッソのパードレであれ、その他のいかなる会員であれ、外国人か、そうでないかにかかわらず、ヨーロッパに派遣すべきではない、と命ずるのが適切であると思われた。こういった者がやって来る〔ポルトガルに対して生じるところに対し〕扉を完全に閉じてしまい、できうる限り最善の策を講じるのが大変に必要なことと判断されるからであり、他の〔やり方では〕それらの布教地や管区に重大な害を為し、それらについて存在した熱意〔願望〕を著しく冷して来たからである。」

9. (1) 退会させられて、あるいは、ポルトガルで退会する為に送還させられる者は、censura⁽²⁾ から自由に送還されるように。もし、ある点で、これが適当でない場合でも、少なくとも、適当な時期まで、延期されるべきで、そのように、総会長クラウディオは同じ「〔ヴァリニャーノの〕抜粋」148番⁽³⁾で述べている。

しかし、退会する者は、命ぜられた所に、命ぜられたように赴く、ということを、まず書きものにして約束させるというものの以外の条件を付して退会させることはできない。それは、適当でも、確実でもない、と思われる。

とは言え、他の修道会に入会するのを強制することは必要である。即ち、

彼等を全く自由にして退会させないで、他の会に入る許可が与えられなかつたり、他会に入会しないならば、〔イエズス〕会に入る『戻る』⁽⁴⁾ ように強制されるように⁽⁵⁾。

以上のことにもかかわらず、総会長クラウディオは、「ヴァリニャーノの抜粋」108番⁽⁶⁾、適當と思われる場合には、誓願を解かないで、カーサの外に追い出す⁽⁷⁾ ことができる、と言明している。しかし、これは、同クラウディオが、同じ「抜粋」の268番⁽⁸⁾で言っているように、ヨーロッパにおけるよりは、当地方においては、稀である〔べきである〕。

退会させられるように、その行動や、発言で努めている者や、修道生活上偽ってやってきていることがわかった者に対して、いかに対処すべきかは、同じ総会長クラウディオが十分に、第2回インド管区会議39項の返答⁽⁹⁾と、前述の「抜粋」208、266⁽¹⁰⁾で言及している。

〔欄外〕これら全てについては、第7回総会22条⁽¹¹⁾で7項にわたり十分に討議されている。

- (1) 「インドのスマリオ」1章15項に相当。
- (2) 懲戒罰（譴責）のことで、3つに大別される。即ち、Excommunicati（破門制裁）、Interdictum（禁止制裁）、Suspensio（聖職停止制裁）である。これについては、Codex iuris canonici ルイジ・チヴィスカ訳『カトリック教会法典』Tokyo, 1962, pp. 806~829, can 2241~2285（『カトリック大辞典』III p. 468）。
- (3) BNL 6620 V n. 68 ff. 6 v~7, Documenta Indica Vol. XIV, p. 920. 1585年（1月18日）アクワヴィヴァの管区長ヴァリニャーノ宛書簡
「譴責〔懲戒罰〕によって、非常な危険や、遠くにやることをしないで、（？）会から退会した者に対しては、温和さを以ってあたるべきである。従って、学士である者は譴責から自由に送還されるべきである。もし、これが不都合ならば、少なくとも、それを1年間、あるいは、執行猶予にふさわしい期間それを延長するように。」
- (4) Goa 6 f. 63v, Documenta Indica Vol. VIX, p. 838 には、「戻る」tornar とあり、こちらの方が、文意から適當と思われる。なお、Ibid., Vol. XIII, p. 711 のアクワヴィヴァによるヴァリニャーノの疑惑に対する返答〔次註(5)以下〕参照。
- (5) Documenta Indica Vol. XIII, pp. 710~711.

「8番目の問題は、管区長の職務第5章に述べられている、退会することになる者についてであります。時として、熱意を失い還俗を望み、落ち着いて生活して行けないと言って、退会させてくれるように強くもとめ、時には、退会させられるために、いろいろな不都合や躊躇となることをしでかすことがあります、こ

れについては、次のような問題があります。

第1点は、こういった躓きとなるような者に対しては、他の者が同じようなことを求める口実を与えないために、〔彼らの願いを〕無視して、彼らが、自分達は修道士であり、会の会員であることを自覚するように、厳しく悔罪と懲罰を与え、自己の目的のため、会を躓かせ、汚した後では、自分達の思うようにはさせないようにするのがよいかどうかであります。と言いますのも、こういったやりかたで自分の都合の良いように物事を進めるなどというのは、とんでもないことであるからであります。

第2点は、こういった者達をもし退会させる場合には、なにがしかの条件付で、あるいは、何かを彼らに強制してから、退会させることができるかどうかということであります。具体的には、ポルトガルに行き、インドには戻ってこないこととか、〔ポルトガルに〕行かなかったり、インドに戻ってきたりした場合には、イエズス会による処罰の対象とされるとか、何年かはゴアに居住してはならないとか、躓きを取り除くに適当な地方に〔居住すること〕とか、あるいはまた、他の修道会に入ることを強制するといった〔方法を探ることができるかいなかということであります。〕と申しますのも、会が自らの意志で彼らを退会させるのではなくて、彼らがそうなるよう努め、ある意味では、会が彼等を退会させるように彼らのほうから強いているのでありますから、そういった意図もなく退会させられる者達が享受するいろいろな好意を彼らが受けるべきではないと思われるからであります。

こういった事情でありますから、この問題及び、管区長の規則45についての貌下の御判断をお願いしたくぞんじます。」

「〔アクワヴィヴァの回答〕：退会者、特に、悪しき言動によって退会させられることを自ら求める者に対していかに対処したらよいか云々については、1583年の管区會議39項に対する回答を既に送付した。その他については、命ぜられる所には、命ぜられるように赴くと書きものにして約束させるといったもの以外の条件を付けて退会させることはできない。それは、適當でも、確實でもないと思われる。他の修道会に入るように強制すること、即ち、完全に彼らを退会させ自由にしないで、その修道会で誓願を立てるための許可を与える、そうしなければ、会の下に戻るよう義務づけるというやりかたは、うまく行いうるであろう。」

(6) 出典不詳。内容的には、註(8)引用の1587年1月27日アクワヴィヴァのヴァリニヤーノ宛て書簡の前半部分に相当する。

(7) “se pode deitar hum fora de casa” これは、法的には退会 despedir させることとは異なる。

(8) Documenta Indica Vol. XIV, p. 591 : 1587年1月27日アクワヴィヴァのヴァリニヤーノ宛書簡

「尊師の提示した第2の疑点：ある意図のもとに、あるいは退会させてもらいたくて、失策や無秩序な行いをなす者に対してどう対処すべきかという件について、退会させるべきか、あるいは、心をいれかえるまで悔罪や獄につなぐべきかについては、その双方に、尊師が示しているような好不都合があるので、これらの者に対しては、自らの罪を認めさせるために会の習いとなっている精神的な救済策がまずとられるべきである。もしこれでだめならば、罰を加えること。最終的にそれでもだめな場合には退会させること。誓願をとかないでカーサから追い出すことは、それが適切であると思われる場合には行い得るが、稀でなければならない。特に、そちら〔インド〕ではこちら〔ヨーロッパ〕におけるよりもそれは稀なことでなければならない。」

このアクワヴィヴァの書簡は、1585年12月26日付のヴァリニャーノ書簡：Ibid., pp. 256~7 に対する返書となっているものであり、以下に、そのヴァリニャーノ書簡を挙げる。

「第2の疑点は修学修士コアドフトール・スツディアンテになりたいといったように、会の内部における地位を変えたく思ったり、召命がさめてしまうといった者が万一現れ、退会させてくれるように望み、口でそう望むだけでなく、〔故意に〕失策や、無秩序な行いをするような場合に、退会させるべきか、あるいは、心をいれかえるまで悔罪や獄につなぐべきか、という点でございます。

まず、〔退会させないとすれば、〕我々は危険に晒されることになります。と申しますのは、こういった者達は自分達の問題で欠点をさらけ出し、それによって落ちつきをなくし悪例となるばかりでなく、実際そうでありましたが通常、他の者を乱そうと努めますし、時には、あまりにも酷いことをするので、会が焼かれ傷を負った後に、退会を命ずる結果におわるといったことが、経験によって分かっているからであります。

他方、彼らの好きな時に、好きなように〔退会の〕許可を与えててしまうとすれば、会に対して多くの害悪をなす扉が開かれてしまうことになります。と申しますのは、我々の本性は不安定なものでありますから、心変わりをしたり、そうするよう心を動かされることはよくありますし、望めば扉が開かれているのが分かれば、そちらの方へ向かってゆくことになります。ですから、誓願や勅書はそういったものより有効というわけではないのであります。〔ついには〕誰でも好きな時に退会することができると言うものが出てくることになります。

以上のような訳で、〔前述の方法は〕双方とも大変有害となりますので、会において落ち着いて生活してゆけないくせに、誓願を解いてくれなければ会から出たくはないという者に対しては、ひょっとすると誓願を解かずに追い出してしまうのが良いのではないかと思われました。服従することを望まないでありますか？

ら、罰として服従するまでこういったやり方で追い出してしまうこともできるのではないかと思われます。誓願を解いてはおりませんから、完全に退会せることにもなりません。こうすることで、障害を一つ一つ取り除くための有効な対策を得ることができます。彼らを追い出してしまって、カーサ内部の危険や不安を取り除き、誓願を解くことなしに追い出してしまって、不安定さからくる無秩序に歯止めをかけることができるようになります。これを見て他の者は、苦痛を感じその真似をしようとはしなくなるであります。勅令によって誓願を解かないうちは決して結婚することができないとされておりますので、特に〔この方法は有効となりましょう〕。

しかしながら、当地ではこの方法が適切であると考えられてはおりますが、今のことこれを実行してはおりません。どうか、こういった事情を考慮なさった上で、より適切に行いうるところにつき裁定を下さるようお願い申し上げます。」

(9) Documenta Indica Vol. XIII, pp. 347~348 : 1章 8項註(4)。

(10) 出典不詳。前述の1585年12月26日付のヴァリニャーノ書簡の別の部分には、「これらのこと〔12人の会員を会から追放したこと〕を実行する際に、昨年貌下が我々にお書きになった書簡及び、今年受け取った管区会議の決定事項に対する回答は大きな力となりました。」: Documenta Indica Vol. XIV, p. 254.

同書の註によれば、この書簡とは1583年9月19日付のものであるという。

(11) Synopsis historiae Societatis Iesu. Lovanii 1950, cc. 148, 156.

拙稿「日本における総会長の服務規定：試訳とノート(I)」18ページ註(12)(13)

10. (1) 会憲に従えば、退会に値する過失⁽²⁾を犯した者は、躓きと会の純潔さにとって有害となったような場合には、たとえ痛悔し、心をいれかえても、それだからといって、会にとどまらせるべきではなく、会憲に従うようにすべきである。それを遵守することこそ慈悲となる、と考えるべきである。そのように、総会長クラウディオは〔第一〕⁽³⁾抜粋の290番⁽⁴⁾で述べている。

同パードレは、第2回インド管区会議39条に対する回答⁽⁵⁾の中では、次のように述べている。管区会議で何人かが、これと反対の意見を表明したこと⁽⁶⁾に驚き、その管区会議で討議されたような情況において、そういった者達が肅正されずに会の汚点となるようなことが決して起きないように。

この管区は過ちを犯す機会が多いのであるから、なおさら、各人が各々十分にこの点考慮するように、こういった事柄は許されないと、一層認識すべきである⁽⁷⁾。

- (1) 「インドのスマリオ」 1章16項に相当する。
- (2) *Monumenta Ignatiana, Romae 1936. Constitutiones t. II, pp. 316~323* 会憲第2部第2章「退会に値する事由」では、基本的にはその判断を各上長に委ねた上で、以下の4つの原則を列挙している。：宗教上の利益に反する場合。イエズス会の利益に反する場合。イエズス会と会員との利益が一致しない場合。周囲の者の利益に反する場合、会憲の細則でも原則論に終始し、具体的な記述はみられない。そこで、布教地の特殊事情によって種々の問題が生じ、本部はそれに対し裁定を求められることになった。
- (3) *Goa 6 f. 64* により挿入：*Documenta Indica Vol. XIV, p. 838.*
また、1章8項からも「第一抜粋」であることが確実。*Goa 6 f. 63v: Ibid., p. 837.*
- (4) 1582年1月29日付アクワヴィヴァ書簡の抜粋：*RAHM 9-7236 f. 29v, BPA Jesuitas na Asia 49-IV-56 f. 21v.*

「会憲に従えば、退会に値するような過失を犯した会員であっても、痛悔している時は、会に留るべきである、という意見を持ち、ためらっている者がいるが、これについては、躊躇や会の純潔に対し害の生じる虞れのあるところでは、会憲が遵守されるのが適当であることを全員が理解し、それを守ることが慈悲となると認識するように。」

ヴィッキ師は、*Documenta Indica Vol. XII, pp. 541~542* 所収の BNL. MSS. 6620v, n. 56 を該当史料として挙げておられる。同史料（スペイン文）は、前引の1582年1月29日付アクワヴィヴァの書簡（ポルトガル文）とほぼ同文であるが、日付や宛先が記されていない。同師は厳密な史料批判によって、6620v, n. 52 が1581年1月7日付のルイ・ヴィセンテのメルキュリアン宛書簡：*Documenta Indica Vol. XII, p. 208* に対する返書になっているとして、この書簡が、メルキュリアンによってルイ・ヴィセンテに宛て1581年頃に書かれたものと推定している。以上の推定は、日付けの点を除きほぼ正鵠をえたものであるが、若干それに付け加えれば、そもそも「第一抜粋」はインド管区長宛の総会長書簡から抜粋・編集されたものであったのであるから、この書簡は當時インド管区長であったルイ・ヴィセンテに宛てられたものであることは確実である。次ぎに、Jap. Sin. 3 f. 2 には、1582年1月19日付のアクワヴィヴァのインド管区長ルイ・ヴィセンテ宛書簡が見られるが、そこには、「第一抜粋269項」と明記されている。また、前掲史料は、RAHM のものの場合、「第12章 会則に従い、日本向けに総会長が書いた書簡より、抜粋してこの忘備用ノートに書き留めておくべき事項」というタイトルのもとに、別立てで「1582年1月19日付の総会長アクワヴィヴァの一書簡から数章」として引用されているものである。このタイトル（「日本向けに総会長が書いた」）は若干不明確であるが、そこに含まれている他の事項の内容

からも、これがインド管区長ルイ・ヴィセンテ宛ての書簡の一節であることが推定できる。ちなみに、BPA のものでは、RAHM のように、各章には番号がふられておらず、該当部分は独立したものとして扱われている。この理由については、既に拙稿（「イエズス会歴代総会長の日本向け服務規定の諸写本について」古文書研究第24号所収）で述べたので繰り返さない。このことは、使用言語の点からも確認できる。

以上、長々と述べてきたが、結論的にまとめれば、1) 1582年1月29日付のアクワヴィヴァ書簡の該当部分については、BNR のものが断片的ではあるが、オリジナルに最も近いものといえる。2) おそらく BPA のものと RAHM のものは、拙稿での表現に従えば、D1, D2 という関係をもっているといえる。特に BPA のものがスペイン語で書かれているのに対し RAHM のものはポルトガル語である点は史料批判の上でかなり重要な思われる。なぜなら、たとえ「第一抜粋」「第二抜粋」から作成された「インドのスマリオ」や日本における「総会長の服務規定」がポルトガル語で書かれていても、「第一抜粋」「第二抜粋」自体が、ポルトガル語に訳されていた可能性は少ないし、(Jap. Sin. 3 の「第一抜粋」「第二抜粋」からの引用は全てスペイン語である) 仮に、日本国内で利用された忘備録の類がポルトガル語に訳されていたとしても、それからコピーを取る時に再びスペイン語に戻す必然性は極めて低い。従って、D1, D2 は互いに異なった底本を利用して作成されたと考えざるを得ないのである。(BPA のものの方が、より「第一抜粋」「第二抜粋」のオリジナルに近いと推定できるが、「第一抜粋」「第二抜粋」のオリジナルが発見されていないのであくまでも推測にとどまる。) 言うまでもないが、「インドのスマリオ」作成時に、「第一抜粋」「第二抜粋」のオリジナルをテキストどおりに引用したのではなく、この場合はその意味をとってヴァリニャーノが自分の文章にして書き直している。おそらく、その時に、ポルトガル語訳されたものであろう。

(5) *Documenta Indica* Vol. XIII, pp. 347~348 : 1章 8 項註(4), 9 項註(9)。

(6) *Documenta Indica* Vol. XII, p. 139. 1580年10月28日付ゴア発、ロレンソ・ビニエイロの総会長メルキュリアン宛 Soli 書簡

「(ゴアのコレジオの) 院長 (ヌノ・ロドリゲス) は、会憲の趣旨によれば退会に値する過失を犯した会員でも、もし痛悔し心を改めれば会にとどめるべきであるという意見であることが分かりました。これと同じ意味の言葉を、私は管区長 (ルイ・ヴィセンテ) からも聞きました。しかし、これは会憲や会則に反することであり、総会長ですら退会させられるとされているようなケースにおいては、なおさらであります。と申しますのも、そのような限定は付されておらず、会の持っているこういった事柄に関する裁量権と、やはり改悛の情のない者を退会させる他の修道会のそれとの違いが分からなくなってしまうからであります。純潔さ

に反する罪に関してもこれを赦してしまうのであれば、会の得ている名声が失われるのみをみすみす見逃すことになります。そして、隣人に対してももはや、殆ど何もすることができなくなるであります。」

この書簡には、ローマで書かれたノートがみられ、そこには、「会憲に述べられていることを遵守するように十二分に事情を配慮しなければならないのは当然である。

管区長宛て：事が内密であったり、改悛の情が真実のものであるといった特別な事情の時には、ある場合には、見て見ぬふりをすることができるが、共犯者がいたりしたような場合には、会憲が遵守されるように努めるべきである。その他のことについて、……することなく通知する……そあるか調べよ……既に対策が取られたものと私は思う。」：Ibid., p. 136.

1581年10月31日付ゴア発、同じロレンソ・ビニエイロの総会長アクワヴィヴァ宛 Soli 書簡

「当管区では、失礼ながら総会長貌下であったとしても、万が一それに陥ったりすれば、退会させられると会憲で規定しているような罪を犯した多くの者が会にとどめられております。管区長パードレはこういった者達は退会させるべきであるとお考えのようではありますが、自分の統治期に大勢が退会した、たった5年の間に、13～4人が退会した、と言われるのを恐れていらっしゃるようで、それを実施してはおりません。」

1581年11月3日付ゴア発、フランシスコ・デ・モンクラロの総会長アクワヴィヴァ宛書簡：Ibid., pp. 362.

「悪魔はまた、非常に困難な問題に道を開きましたので、早急に対策を講じる必要がございます。と申しますのも、他の修道会へ移る道が閉ざされたのを見て、違った道を開けようと決心し、会から追放されるために、重大な罪を犯せたり、躓きとならせ、多くの者を惑わせようとしたからであります。退会させられてポルトガルにむかう者が、十分な食糧を持ち、彼らに対し多大の出費がなされるのを見るにいたっては、この解決にはほど遠いと申せましょう。私が思うに、これに対する必要な対策とは、こういった重大な犯罪人は、獄につなぐとか、その他のもっと強い罰を課すことではないでしょうか。こういった事柄につき当地では混乱がありますので、他の者が恐れを抱くようにするために、こういった者に對してはこういった罰が、また、こういった者には、こういった罰がといったように、そちらではっきりと決められた罰が伝達されることが重要かと思われます。」

こういったインド内部での意見の対立を受けて、ローマではヴァリニャーンを新しいインド管区長に任命する際、1582年12月22日付で次のような指令を与えることになった。：Ibid., p. 698.

「何人かの不完全なイルマンを見逃し、その欠点にもかかわらず、学問を続けさせており、彼らもまた、退会させられて自分の力で生活しなければならなくなつても、(会の中で受けた)学問でやって行けると計算していることをよく知っておいていただきたい。このことは、重大な不都合であり、決して許されるべきことではないと思われる。また、時には、上長が自分の配下の者の秘密事をあばいたり、彼らの信用をおとしめたりするので、多くの者が氣後れしているという。更に、退会させた者を何かの職に就けたり、十分な食糧を与えたりしているという。これは、不完全な者が自らの召命に確信を失うようしむける原因となりうる。尊師は、会憲の趣旨にのっとり、退会した者の教化や仁愛につき適切と思われるところに欠けることのないようにすると共に、この点行きすぎのないように処置していただきたい。」

(7) 日本については、1592年9月の巡察師ヴァリニャーノによる「日本と中国の準管区長に対し認められた権限」: RAHM 9-7236 f. 221v により、プロフェッソとコアドフトール・フォルマードを除き準管区長が退会を命ずることができるようになった。

また、ここでは退会の原因についてはあまり明確に語られていないが、それが、狭義の修道精神上の問題だけでなかった事は、作成年代は不明であるが総会長アクワヴィヴァによる「秘密指令書」(スペイン語からポルトガル語に翻訳されたもの): BNL Codice 7024 を一読すれば明らかになろう。この Instrusoes Secretas que devem guardar todos os Religiosos da Companhia de Jesus では退会者について多くの指示が与えられている。: ff. 4, 13v~14v, 16~17(原文書には葉数の記入はない。)

APENDICE

イエズス会士全員が守るべき秘密指令の抜粋

イエズス会士全員が守るべき秘密指令
イエズス会総会長クラウディオ・アクワヴィヴァ作成
スペイン語からの忠実なポルトガル語訳

二〇
(九七)

前書き

この指令書は、上長が常に所持し、忠実に遵守すべきものである。そして、ごく僅かのプロフェッソの者にだけこれをみせて、会の利益となることがわかるような時には、プロフェッソでない者にもこのうちのあるものについては、教えることができる。

しかしながら、絶対的な沈黙のもとに、秘密を守るという条件でなければこれをみせてはならない。また、(各上長の)個人的な経験から引き出したものであるようにみせかけるのでなければ、他の者に書き写させてもならない。多くのプロフェッソの者は、こういった秘密を知っているので、イエズス会はその初期から、秘密を知っているこれらの者のだれも離心によって、カルト会以外の修道会に移ることがないように、また、教皇に誓って永遠に沈黙(守るようにすること)に配慮してきたのである。

外部の者の手にこれが渡らぬようできるかぎりの注意をせねばならない、なぜなら、我々の進展ぶりに憤っているので(?)、これを悪意に解釈するであろうからである。主はそれをお許しにはならないではあろうが、万一こういった事態が生じた場合には、それはイエズス会の見解でも、考え方でもないと否定し、それを知らない会員に対してもそのように保証するようにせよ。また、この指令書は決して、他の一般的な命令や印刷されたり、書き写されたりしている命令と一緒にくたにせぬこと。上長は常に注意深く、会員の誰かが外部の者にこの指令をみせてしまってはいないか、調べること。誰も、自分自身にせよ、第三者によるにせよ、この指令書を写してはならないし、総会長ないし管区長の同意なくして、書き写すのを許可してもならない。もし、会のかくも重大な秘密を誰かが守っていないという疑いのある時には、秘密遺漏の罪で赦免を与えることなく追放すること。

10章 会の規律の厳格さについて

会員の誰かが、我々の信者や、聖堂関係や交友関係のある友人達を引き離すことをするれば、いかなる状況であっても、いかなる人物であったとしても、会の敵なのであるから、どんなものでもよいからそのための口実を設けて、赦免せずに追放すること。

11章 会から追放される者に対して

会員がとるべき一致した態度について

追放される者は、少なくとも何がしかの秘密を知っており、時として〔会に〕害をなすことがあるので、これを未然に防ぐためにできる限りの手を尽くす必要がある。そこで、会から追い出す前に、彼らに対して、いかなる方法であっても決して会に反対するようなことを書いたり言ったりしないということを文書にして約束し、誓いをするように強制しなければならない。他方、上長は、会の習いとなっているように告解中自己の良心を表明した際に述べられた彼らの性癖、欠点、ふしだらな点を、どこか秘密の所に書き留めておき、万一必要とあれば、これらの書きものを利用すべし。また、これらの書きものは、要人や高位聖職者に対し、〔追放者が〕国家の要職に就いたりするのを妨げるようする際にも、役立つであろう。

14章 保留事項 *cazos rezervados* と 会から追放する事由について

上長を公然と非難する者、同僚に対し公然と、あるいは隠れて、不平を言ったりする者は、さげすまれなければならない。desprezados 外部の者に対して不平を言ったりする者はなおさらである。また、会の内部の者とあれ、外部の者とあれ、俗的な財産を獲得し、運営していることについて、あるいはその他いかなるものであれ、会の行動方針に批判を加える者も同様である。

執筆者紹介

古川 学	拓殖大学政経学部講師
神崎 忠昭	慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程在学
高瀬 弘一郎	慶應義塾大学文学部教授
中野 高行	慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程在学
柳田 利夫	慶應義塾大学文学部助教授
眞下 英信	慶應義塾女子高等学校教諭
関 和彦	慶應義塾大学文学部講師
	慶應義塾大学文学部講師
	共立女子学園教諭